

中国企業の持分譲渡取引に係る改正 -国家税務総局公告[2017]37号-

Issue 105, December 2017

In brief

従来より、中国企業の持分譲渡益課税は不明な点が多かったため、当法人から複数のニュースレターを配信してきましたが、今回は、譲渡益課税に係る新たな税務規定である37号公告を取り上げ、持分譲渡に係る税務規定の新旧対照をまとめました。この公告は、申告納税期限を緩和し、手続きの簡便化を図り、かつ持分譲渡益算定時の換算方法を明確化する等、納税者にとって有利な規定が含まれています。しかしながら、持分譲渡の関連資料提出の要否等を明らかにするため、適時、税務当局を訪問して綿密な確認を行うことは従来と変わらずに必要な作業といえます。

In detail

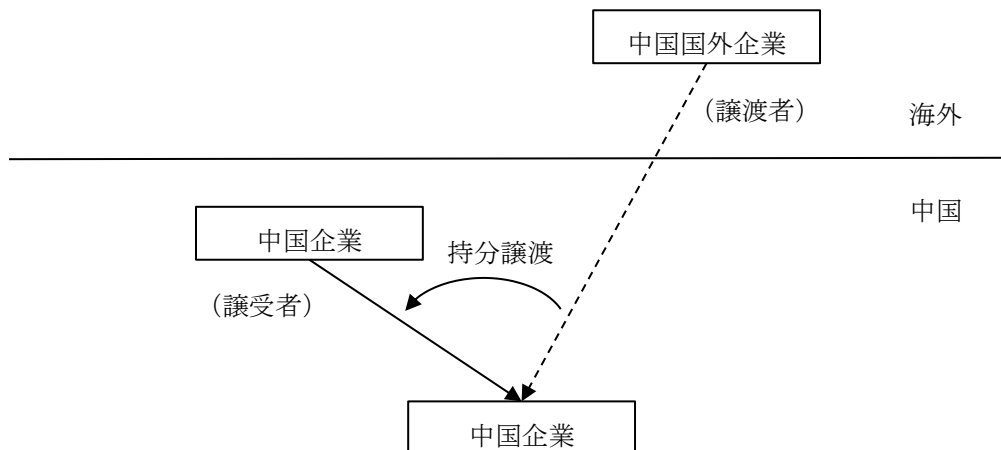
1. 37号公告の公布

2017年10月、国家税務総局は「非居住者企業所得税源泉徴収の関連問題に関する公告」(国家税務総局公告[2017]37号、以下37号公告)を公布しました。37号公告は2017年12月1日から施行され、国税発[2009]3号(以下3号通達)、国税函[2009]698号(以下698号通達)の全文が同日付で廃止となりました。

2. 中国企業の持分譲渡

37号公告では、非居住者企業が稼得する中国源泉所得、すなわち配当や持分譲渡益等に係る源泉徴収義務を含む中国における納税上の取り扱いの見直しが行われています。なお、同公告は役務提供に係る所得に対する適用はありません。

今回は、以下のような取引における中国企業の持分譲渡に係る規定の新旧対照をまとめました。



中国企業の持分譲渡に係る主な規定の新旧対照表

項目	従来取り扱い	改正後の取り扱い
自主申告納税期限	譲受者が源泉徴収義務を履行しない場合または履行できない場合には、譲渡者である非居住者が自主申告納税を行います。そして、規定上、譲渡対価支払日等(3号通達)または契約によって約定された譲渡日(698号通達)から7日以内に申告納税する義務がありました。	左記のような厳しい申告納税期限は緩和され、税務当局から指定される期限まで、あるいは指定される前に自ら申告納税をすればよいものとされました(9条2項)。同条同項によれば、源泉徴収方式に依ることができない場合の譲渡者に対して自主申告を推奨することが伺えるため、税務当局から指定される期限も従来のように厳しくないものと考えられます。
持分譲渡契約に係る届出の義務	源泉徴収義務者が非居住企業と契約を締結する都度、その締結日から30日以内に、所轄税務当局へ届出を行わなければなりません(3号通達)。	左記3号通達は廃止されました。代わりに、税務当局は、納税者、源泉徴収義務者またはその他事情を知っている関係者に対して関連資料の提出を要求できることとされました(11条)。
持分譲渡の外貨換算方法	持分譲渡対価と持分譲渡原価は当初投資時の通貨で換算され、持分譲渡所得を計算するものと規定されていました(698号通達)。複数回投資を行う場合には、加重平均した為替相場が使用されました。または3号通達によれば、源泉徴収を行った日の為替相場仲値で換算すると規定されていました。	持分譲渡対価と持分譲渡原価は全て人民元に換算され、持分譲渡所得を計算するものとされました(5条1項)。持分譲渡対価および持分譲渡原価を換算する際に用いる為替相場は以下の状況に応じて異なります(4条)。 (1) 源泉徴収義務者 ¹ が源泉徴収する場合には、徴収義務発生日の為替相場仲値 (2) 譲渡者が期限を指定される前に自ら申告納税をする場合には、納税証明書発行の前日の為替相場仲値 (3) 譲渡者が税務当局から期限を指定される場合には、指定される日の前日の為替相場仲値
持分譲渡対価を分割で回収	現在有効な規定において明文規定がないため、画一的な税務処理が行われていない可能性があります。	分割で持分譲渡の対価を回収した場合には、まずは投資原価の回収とみなして計算し、投資原価の回収後に譲渡益を算定して納税します(7条3項)。

3. 終わりに

37号公告は、申告納税期限を緩和し、手続きの簡便化を図り、かつ持分譲渡益算定時の換算方法を明確化する等、納税者にとっては有利な規定が含まれます。しかしながら、持分譲渡益課税に伴う源泉徴収や申告納税を滞りなく完了させるには、関連資料提出の要否、譲渡益計算の正確性、納税にあたっての送金実務および延滞金がかからないこと等を明らかにするため、適時、税務当局を訪問して綿密な確認を行うことは従来と変わらずに必要な作業といえます。

¹ 源泉徴収義務を履行することが可能の場合には(1)となり、非居住者企業が源泉徴収義務を履行できない場合には(2)または(3)のいずれかになると考えられます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

電話：03-5251-2400(代表)

Email: pwjapan.taxpr@jp.pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

小野寺 美恵

03-5251-2791

mie.onodera@pwc.com

パートナー

山岸 哲也

03-5251-2460

tetsuya.t.yamagishi@pwc.com

シニア マネージャー

佐々木 敏子

080-4104-5434

toshiko.sasaki@pwc.com

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 620 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義)としています。私たちは、世界 158 カ国に及ぶグローバルネットワークに 236,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2017 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。